

次世代社会インフラ用ロボット開発・導入の推進

## 《トンネル維持管理技術の公募》

～ トンネル維持管理に役立つ技術として、  
現場検証・評価を行う技術を募集します ～

### 【公募要領】

平成 26 年 4 月

国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課

## 1. 公募の目的

我が国社会インフラを巡っては、これまで国民の安全・安心と活力を支えてきた多くの施設で進行する老朽化、また、年々リスクの高まる大規模地震や頻発する風水害等の災害、一方、社会情勢としての人口減少・少子高齢化の進行といった重要且つ喫緊の課題に対し、近年のICT等を活用し、効率的・効果的な対応を可能とする技術を開発し、導入することが求められています。

そこで、国土交通省及び経済産業省は、平成25年7月16日「次世代社会インフラ用ロボット開発・導入検討会」を共同設置し、現場ニーズと技術シーズとの擦り合わせ等の検討を経て、同年12月25日に「次世代社会インフラ用ロボット開発・導入重点分野」を策定し、今後取り組むべき事項を提示しました。そこでは、重点分野に係るロボットについて、2カ年の現場検証及び評価を通じ、開発・改良を促進し、3年後の現場への試行的導入、4年後の本格導入を目指すこととしております。

この方針を受け、本公募は、より効率的・効果的な『維持管理または災害対応に資するロボット』について、現場検証及び評価の対象となる実用化技術（開発中も含む）を求めるものです。

応募された技術は、「次世代社会インフラ用ロボット現場検証委員会 専門部会」（以下、「専門部会」という。）において、選考の上、国土交通省の直轄現場等において現場検証を行い、実用性に係る効果及び課題について評価し、評価結果の通知・公表等を通じて、活用及び開発を促進します。

（なお、本公募と並行して、開発途上の新技術の支援策として、NEDOによる『インフラ維持管理・更新等の社会課題対応システム開発プロジェクト』を実施しております。詳細は、後述の「10. その他」の該当箇所を参照ください。）

## 2. 公募技術

### （1）公募技術

本公募は、より効率的且つ効果的な『維持管理または災害対応に資するロボット』として、現場検証及び評価の対象となる実用化技術（開発中も含む）を求めるものです。ここでは、現場適用性を十分に確認できていない技術について、現場検証・評価を通じ、その活用を促すことと、更なる実用性を高めるための開発・改良を促すことの両面のねらいがあることから、公募の対象としては、現場検証を通じ実用性の確認やその更なる向上が期待される実用化技術、または、短期（概ね3年以内）に実用化が見込まれる技術とします。

本公募要領では、技術を幅広く求める観点から、対象とする「ロボット技術・ロボットシステム」（以下、「技術・システム」という）について次のとおり定義します。

- ① 建設施工や関連する調査における作業の支援や、自動化・遠隔制御化を実現し、その効率、精度、安全性などの性能向上・課題解決を可能にする技術、あるいは、それを達成するシステム
- ② 通常使われている、建設施工・調査の現場で用いられる機械・機器に、何らかの新しいメカニズムや制御・情報処理の機能を附加して、その機能の実現を図る技術

ただし、計測機器を特定の箇所に一定期間設置する等モニタリングに特化した技術は、対象外とします。

公募する技術は以下の〔1〕～〔3〕のいずれかまたは複数を対象とする技術・システムとします。

**[1] トンネルにおいて、覆工、坑門等に発生した変状（ひび割れ、うき、はく離、はく落、変形、漏水など）の全てまたは一部に対して、近接目視の代替または支援ができる技術・システム**

**【基本要件<sup>\*1</sup>】**

- ① 「道路トンネル定期点検要領（案）平成14年4月国土交通省道路局国道課」（以下、「道路トンネル定期点検要領」という）<sup>\*2</sup>の表-解5.1「定期点検時の点検箇所と変状の種類」（参考資料に添付）における「覆工」及び「坑門」に関する「変状の種類」の全てまたは一部について、近接目視を主体とする点検の代替または支援を通じて、「道路トンネル定期点検要領」の規定に定める点検表様式の作成または支援ができる。
- ② 「道路トンネル定期点検要領」の「9. 定期点検結果の判定」に必要な全てまたは一部の情報を得ることができる。
- ③ 当該技術・システムにより、通常の近接目視における高所作業車利用のための交通規制と比較して、交通規制による交通阻害を、より小さくする、または、無くすことができる。
- ④ 変状の把握、評価が、従来の点検方法と比較して、より効率的になり、また、より正確になる或いはバラツキが減少し、且つ、それらの効果に対する経済性が妥当である。
- ⑤ 現場での点検作業中におけるトンネル利用者、点検作業員及び操作員の安全確保がなされている。この場合、公募技術本体における安全対策に限らず、危険箇所に対する立ち入り禁止等の措置も含む。

※1 上記の基本要件は、全てを満たすことを原則とします。（以降の基本要件も同様）

※2 「道路トンネル定期点検要領」は、次のURLにて入手可能です。

[http://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/mente\\_roadstock.html](http://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/mente_roadstock.html)

（国土交通省ホームページ： ホーム>政策情報・分野別一覧>道路>維持管理の基準及び点検要領等）

**【公募技術に期待する項目<sup>\*3</sup>】**

- ⑥ 狹隘部等、人が近づけない、または、近づき難い箇所の点検ができること。
- ⑦ 従来の点検に要する費用や手間、作業員を削減し、効率化すること。
- ⑧ 点検において、外光（太陽光）や照明の影響を受け難いこと。
- ⑨ 点検において、重大な利用者被害を招く恐れのある箇所を、効率的に見つけられること。
- ⑩ 「道路トンネル定期点検要領」の「9. 定期点検結果の判定」の全てまたは一部を実施できること。
- ⑪ 点検結果の記録や整理に掛かる費用や手間が削減できること。
- ⑫ 現場への搬入、設置及び撤去が容易なこと。
- ⑬ 今回の検証現場以外でも、より多くの現場において効果を発揮すること。（汎用性）
- ⑭ コンクリート片などの落下の可能性が極めて高く、たたき落とし等の応急措置が必要か否かをなるべく早めに把握できること。
- ⑮ 性能保証範囲が明確であり、且つ、それを客観的に示せること。

※3 上記の項目については、現在のトンネル維持管理で課題となっている項目で、この項目全てを満たす必要はありませんが、今回の公募において重視される評価項目です。ただし、ここに記載する項目に限定するものではなく、応募者からの提案を踏まえ、効果が期待される項目については、適宜、評価の指標とします。（以降の公募技術に期待する項目も同様）

## [2] トンネルにおいて、覆工、坑門等に発生した変状（うき、はく離、はく落、打継目の目地切れなど）の全てまたは一部に対して、打音検査の代替または支援ができる技術・システム

### 【基本要件<sup>\*1</sup>】

- ① 「道路トンネル定期点検要領」の表-解 5.1「定期点検時の点検箇所と変状の種類」における「覆工」及び「坑門」に関する「変状の種類」の全てまたは一部について、打音検査の代替または支援を通じて、「道路トンネル定期点検要領」の規定に定める点検表様式の作成または支援ができる。
- ② 前述〔1〕の②と同じ。
- ③ 当該技術・システムにより、通常の打音検査における高所作業車利用のための交通規制と比較して、交通規制による交通阻害を増加させない。
- ④ 前述〔1〕の④及び⑤と同じ。

### 【公募技術に期待する項目<sup>\*3</sup>】

- ⑤ 前述〔1〕の⑥～⑬
- ⑥ 打音検査において、たたき落とし等の応急措置を即時に実施できる、もしくは補助することできること。
- ⑦ 打音検査により剥落するものやたたき落とし等により落下するものを、落下させずに回収できること。

## [3] トンネルにおいて、点検者を点検箇所に近づけて移動できる技術・システム

### 【基本要件<sup>\*1</sup>】

- ① 「道路トンネル定期点検要領」に基づく点検の実施における技術とする。
- ② 現場での点検作業中におけるトンネル利用者、操作員及び点検作業員にとって安全な装置であるものとする。
- ③ 現在一般的に行われるトンネル点検に対して、作業効率が明らかに向上し、且つ、それらの効果に対する経済性が妥当である。

### 【公募技術に期待する項目<sup>\*3</sup>】

- ④ 既存のトンネル点検車と比較して、交通の阻害を、より小さくできること。
- ⑤ 既存のトンネル点検車と比較して、点検対象箇所への接近が容易となること。
- ⑥ 労働災害のリスクが低減されること。
- ⑦ トンネル点検における一連の工程が短縮できること。
- ⑧ 機動性に優れ、自立的であり、また、附帯工等が削減できること。
- ⑨ 故障や不足の支障状況に対する対応性に優れること。
- ⑩ 現場への搬入、設置及び撤去が容易なこと。
- ⑪ 今回の検証現場以外でも、より多くの現場において効果を発揮すること。（汎用性）
- ⑫ その他、既存機器の機能向上に係る具体例として、次が挙げられる。
  - ・具体的なアーチ形状（山岳工法）、矩形形状（開削工法）と異なる形状のトンネルにおいて、自由に足場形状を適合させる機能を有すること（補助装置 1 台で、通常の 2 車線道路トンネルにおいて、1 車線分のトンネル上半部を 1 回で点検できる機能等）。
  - ・装置に同乗する点検者が移動操作できること。

- ・点検作業を実施中に、坑内を移動する際にトンネル内の位置、距離が測定できること。
- ・点検に必要な照明等の電力を供給でき（発動発電機の登載等）、必要に応じて投光器などの照明機材を作業台に固定できること。
- ・作業台を上げたままで移動でき、点検員の転落防止や、装置の転倒防止機能を有すること。
- ・移動中に換気設備、大型標識等の支障物を回避できること。
- ・打音検査による覆工コンクリート等のはく落物が足場台や手摺り等から、規制車線側および通行車線側に落下させないような防護材が設置できること。

## （2）応募技術の条件等

応募技術に関しては、以下の条件を満たすものとします。

- 1) 現場検証対象技術の決定、現場検証及び評価に関わる者（専門部会、事務局等）に対して、応募技術の内容を開示しても問題がないこと。
- 2) 応募技術を現場検証する上で、関係する法令に適合していること。
- 3) 応募技術を、本公募における現場検証及び評価を行う、または、公共事業等の一般的な調達手続きで活用する場合に、特許権等の権利が障害や制約にならないこと。

## 3. 応募資格

応募者は、以下の2つの条件を満足するものとします。

- ・「個人」、「民間企業」または「大学等<sup>※4</sup>」であること（ただし、「個人」及び「大学等」については、3年以内の実用化を目指し、民間企業と共同開発している場合に限る）。

※4 大学等とは、国公私立大学、高等専門学校、国立試験研究機関、公立試験研究機関、特殊法人、独立行政法人、社団法人、研究組合等をいいます。

- ・予算決算及び会計令第70条（一般競争に参加させることができない者）、第71条（一般競争に参加させないことができる者）の規定に該当しない者であること。並びに警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

## 4. 応募方法

### （1）資料の作成及び提出

応募資料は、別添応募資料作成要領に基づき作成し、郵送または持参にて提出してください。

### （2）提出（郵送）先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課 ロボット技術公募担当宛

## 5. 公募期間

平成26年4月9日（水）～平成26年5月28日（水）（当日消印有効）

## 6. ヒアリング等

提出された応募資料で不明な箇所が有る等の場合は、ヒアリング等を実施することがあります。なお、ヒアリング等を実施する場合は、ヒアリング等の実施時期、方法及び内容等について、別途、連絡調整します。

## 7. 現場検証対象技術の決定

### (1) 決定方法

応募資料及びヒアリング等に基づき、以下の事項を確認の上、現場検証及び評価に適しているかどうかを判断し、現場検証対象技術を決定します。

- 1) 公募技術（基本要件等）、応募資格等に適合していること。
- 2) 現場検証にあたり安全性等に問題がないこと。
- 3) 応募方法、応募書類及び記入方法に不備がないこと。

ただし、今回の現場検証を行うことができる数に限りがあることから、応募資料及びヒアリング等に基づき、より現場検証に適していると判断される技術から選考する場合があります。

### (2) 決定結果の通知・公表

応募者に対して決定されたか否かについて文書で通知します。また、決定された技術については、適宜、協議の上、可能な範囲で国土交通省ホームページ上に公表します。

決定結果の通知・公表の時期は、平成26年6月頃を予定しておりますが、応募状況等により変更する場合があります。

### (3) 決定通知の取り消し

決定の通知を受けた者が次のいずれかに該当することが判明した場合は、通知の全部または一部を取り消すことがあります。

- 1) 決定の通知を受けた者が、虚偽その他不正な手段により決定されたことが判明したとき。
- 2) 決定の通知を受けた者から取り消しの申請があったとき。
- 3) その他、決定通知の取り消しが必要と認められたとき。

## 8. 現場検証

決定された技術は、次のとおり現場検証を行います。

### (1) 検証場所、検証方法及び検証期間

検証現場及び検証方法については、別紙－1で示す検証候補地に対する各応募者からの場所及び方法に係る提案を踏まえて、適宜、協議の上、決定します。ただし、応募技術の特性や現場状況等に因っては、検証候補地以外の場所で現場検証を実施する場合があります。

検証期間は、平成26年10月から12月を予定しておりますが、現場状況等により変更する場合があります。

なお、応募技術の開発状況や現場状況等に因って、現場検証の実施が困難と見込まれる場合は、協議の上、現場検証を実施しないことがあります。この場合、当該技術に対する評価は実施致しません。

### (2) 検証の費用負担

応募する技術の検証に係る費用として、以下の項目は事務局が負担し、それ以外は応募者の負担とします。不明な点は、適宜、協議の上、決定します。

- ・応募技術の優位性等を確認するために従来技術との比較が必要と判断される場合、その比較のために従来技術により点検する場合に掛かる費用
- ・応募技術の現場検証において、基本要件に対する達成度等の評価のために評価者側が行う測定に掛かる費用
- ・検証現場における共通する安全確保に必要な費用（ただし、応募者が本来実施すべき安全確保は除く。また、現場検証に係る応募者の保険は、応募者の負担とする。）

- ・その他、応募者の負担とすることで、応募者間に過度の不公平が生じる費用
- (3) 現場検証の公開

現場検証は原則として公開で行います。詳細は各現場検証の実施に際して決定します。

## 9. 評価

現場検証の結果を踏まえて、次のとおり評価を行います。

### (1) 評価の目的

社会インフラの重要な課題解決に資するロボットについて、現場検証を通じた評価を行うことで、より実用性を高めるための開発・改良を促し、また、優れたロボットについては現場での活用・普及を促進する。

### (2) 評価の視点

次の視点を基本として、各技術の特性に応じて評価を行います。

- 1) 「2. 公募技術」における「基本要件」及び「公募技術に期待する項目」に対する達成度
- 2) 1) 以外で、現場検証を通じて把握された課題及び効果
- 3) 今後の開発・改良に向けた発展性

### (3) 評価結果の通知・公表

- ・各応募技術に係る評価結果は、各応募者に対して通知するものとします。
- ・また、評価結果について、NETIS(新技術情報提供システム)等の情報共有システムを活用して、効果的な活用または改良・開発を目的に、可能な範囲で一般公開を行います。
- ・なお、上記の公開範囲については、各応募者と協議の上、決定します。

## 10. その他

- (1) 資料の作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とします。
- (2) 応募された資料は、本公募に係る現場検証対象技術の決定、現場検証及び評価以外に無断で使用することはありません。
- (3) 応募された資料は返却いたしません。
- (4) 決定の過程において、応募者には応募技術に関する追加資料の提出を依頼する場合があります。
- (5) 決定された技術の検証にあたり、応募者にはその技術に関する詳細な技術資料の提供を依頼する場合があります。
- (6) 公募技術に関する問い合わせに関しては以下の通り受け付けます。

### 1) 問い合わせ先（事務局）

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課 ロボット技術公募担当

E-Mail: [robotech@mlit.go.jp](mailto:robotech@mlit.go.jp)

※原則、上記E-mailにてお問い合わせください。

これにより難い場合は、下記電話またはFAXにてお問い合わせください。

(電話；課内直通) 03-5253-8286 (ファックス；課内直通) 03-5253-1556

### 2) 期間：平成26年4月10日（木）～平成26年5月23日（金）

（土・日・休日を除く平日の9:30～17:00までとします。ただし12:00～13:00は除きます。）

- (7) 本公募と並行して、開発途上の新技術の支援策として、NEDOによる『インフラ維持管理・更新等の社会課題対応システム開発プロジェクト』(以下、「NEDOプロジェクト」という)を実施しております。

- ・ NEDOプロジェクトへの参画にあたっては、本公募への応募を必須としております。詳しくは、NEDOホームページをご覧ください。
- ・ なお、本公募への参画にあたっては、NEDOプロジェクトへの参画を必須としてはおりません。

## 応募資料作成要領

### I 応募に必要な書類

応募にあたっては、以下の資料を提出してください。様式については、国土交通省ホームページ([http://www.mlit.go.jp/ · · · · ·](http://www.mlit.go.jp/))よりダウンロードしてください。

応募資料に使用する言語は日本語とします。やむを得ず他国の資料を提出する場合は、日本語で解説を加えてください。

①申請書（様式－A）※1枚で収めてください。

②技術概要書（様式－B）※各様式1枚で収めてください。

③技術特性チェックシート（様式－C）※適宜、必要な数だけ行を追加してください。

④添付資料（任意）

⑤電子データ（様式－A、様式－B、様式－C及び添付資料の電子ファイルを収めたCD－R）

※提出資料①②③④はA4判としてください。ただし、④については原則A4判としますが、パンフレット等でA4判では判読できない等の不都合が生じる場合は、任意の大きさで提出してください。  
また、④には通し番号を記入してください。

※①②③④は、左上角をWクリップで留め、まとめて1冊とし、合計3部（正1部、副2部）提出してください。なお、⑤は1部提出してください。

## II 各資料の作成要領

### A 次世代社会インフラ用ロボット開発・導入の推進 現場検証申請書

(様式－A)

- ・応募者は、「個人」、「民間企業」または「大学等」とします（ただし、「個人」及び「大学等」は、3年以内の実用化を目指し、民間企業と共同開発している場合に限る）。応募者が「個人」の場合は、所属先と役職並びに氏名を記入の上、本人の印を押印してください。応募者が「民間企業」または「大学等」の場合は、企業または大学等名とその代表者の役職並びに氏名を記入の上、公印または代表者の印を押印してください。なお、申請書のあて先は「〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課 ロボット技術公募担当宛」とします。
- ・「対象分野」は、該当する分野を1つ選択（□を■に）してください。  
(同じ応募技術が、複数の分野に共通する場合であっても、分野毎に分けて記入してください)
- ・「1. 公募技術」は、公募要領「2. 公募技術（1）公募技術」の〔1〕～〔3〕で示された「番号及び文言」を、そのまま記入してください。1つの技術が〔1〕～〔3〕を複数満たす場合は、同様式にまとめて複数記入してください。なお、様式－Bは、〔1〕～〔3〕について、個別に記入してください。
- ・「2. 技術名称」は、30字以内でその技術の内容及び特色が容易に理解できるものとし、商標等も記入してください。
- ・「3. 担当窓口（決定結果通知先）」は、応募にあたっての事務窓口・連絡担当者1名を記入してください。
- ・「4. 共同開発者」は、共同開発を行った応募者以外の個人や民間企業、大学等、行政機関について記入してください。なお、共同開発者がいない場合は、記入する必要はありません。

## B 技術概要書 (様式－B)

- ・対象分野、公募技術、技術名称及び副題は（様式－A）と同一にしてください。
- ・1つの技術が【1】～【3】を複数満たす場合は、【1】～【3】のそれぞれについて、個別に記入してください。（満たす数の分だけ作成してください）
- ・上記の場合、下枠に、他に満たされる番号（1～3）を記入してください。
- ・技術の概要は、200字以内で簡潔に記入してください。
- ・技術特性、現場検証に関する事項、実用上の費用は、以下の目次構成にしたがって記入してください。なお、必要であれば添付資料を添付し、参照する添付資料の番号、ページを記入してください。

### 1. 応募技術の特性

他の技術と比べた優位性や特徴、評価を希望する点等について、要点のみ記入してください。

#### 1-1 公募技術の【基本要件】に関する特性

応募技術の本公募要領の「2. 公募技術（1）公募技術の【基本要件】」（P.2～3に記載）に関する特性について、要件毎に箇条書きで簡潔に記入してください。その際、応募技術・システムが達成している点検、調査または施工等の能力と対応可能な現場作業条件については、必ず記入してください。

#### 1-2 公募技術の【公募技術に期待する項目】に関する特性

応募技術の本公募要領の「2. 公募技術（1）公募技術の【公募技術に期待する項目】」（P.2～4に記載）に関する特性について、要件毎に箇条書きで簡潔に記入してください。

#### 1-3 その他、応募技術の特性（※任意）

上記1、2以外の応募技術に関する特性について、要件毎に箇条書きで簡潔に記入してください。

### 2. 開発状況

応募技術の開発状況について、該当箇所を選択（□を■に）してください。

開発中の場合は、開発状況及び実用化の目処を記入してください。

### 3. 更なる開発・改良事項（※任意）

今回の応募（現場検証及び評価）を通じて目指している更なる開発・改良事項について、記入してください。

### 4. 検証場所に関する提案

別紙－1で示す検証候補地に対する希望場所を、「記号にて」記入してください。

複数場所の記入が可能です。

なお、希望する箇所で現場検証をする際の、施設利用、運搬、設置、費用に関する条件等の留意事項があれば、記入してください。

### 5. 検証方法に関する提案（※任意）

応募技術の特性を把握するため、希望する検証場所における検証方法に関する提案があれば、記入してください。

※ 上記4、5の提案を踏まえ、現場検証場所、検証方法等について、協議の上、決定します。

### 6. 実用上の費用

応募技術の経済性に係る評価を行うために、実用上の費用の記入を求めます。このため、応募技術を実用（実務）上で活用する際に掛かる概略費用（※見込みも含む）を記入してください。

費用は、現場作業と机上作業について、労務費と資機材費に分けて記入してください。

現場作業には、当該技術・システムを現場で活用するために必要な運搬、設置、操作、撤去等の全作業の労務及び資機材に掛かる費用と共に、その根拠となる単価、時間及び施工数量等についても、可能な範囲で明記してください。なお、その際の想定現場は、別紙一1で示す検証候補地の希望する候補地（1箇所）としてください。

資機材費としては、販売、レンタル、自社保有等の調達方法について、可能な範囲で明記してください。

机上作業には、「計画策定」、「点検または調査結果の整理」（災害応急復旧については不要）、「点検または調査結果の解析」（災害応急復旧については不要）、「報告書作成」を含むものとしてください。

橋梁及びトンネルの維持管理に係る積算にあたっては、「設計業務等標準積算基準書」（第3節 道路施設点検業務）を参考としてください。

## 【参考】

- 特許取得情報は、応募技術の実施に必要な特許及び実用新案等の情報に関して、該当箇所を選択（□を■に）してください。
- 建設技術審査証明等は、応募技術が過去に建設技術審査証明事業における審査証明書、または、民間開発建設技術の技術審査・証明事業認定規定（昭和62年建設省告示1451号）に基づく審査証明書を取得されている場合は必要事項を記入してください。また、応募技術が過去に建設技術評定規定（昭和53年建設省告示976号）を取得されている場合も必要事項を記入してください。
- 上記以外で、応募技術の性能保証範囲を示すために検証や評価の実績（自主的な性能検証等も含む）がある場合、その内容を記入してください。その際、性能検証等の具体的方法が分かる資料を添付してください。（添付資料一4）
- 活用実績は、応募技術がこれまで実用上活用された場合、その活用実績件数をそれぞれの機関毎に記入してください。
- 添付資料一覧は、添付する資料名を本様式に記入してください。

添付資料一1：応募技術のパンフレット

添付資料一2：特許等の公開・公告された写し（特許等を取得している場合）

公開特許公報のフロントページ（特許番号、発明の名称が記載されているページ）のみをコピーしてください。

添付資料一3：公的機関の評価等の写し（技術審査証明・技術評価等を取得している場合）

添付資料一4：応募技術の性能検証等の方法が分かる資料

上記添付資料を含め、1つの添付資料の枚数はA4判10枚（パンフレット等で片面コピーでは機能が維持できない場合を除き片面コピーを原則とする）程度以内とします。

なお、各添付資料の先頭に添付資料番号（例：添付資料一1）を付けてください。ただし、添付資料一～4の中で該当する資料がない場合は、添付資料番号を繰り上げないでください。添付資料一～4以外の資料がある場合は、添付資料一5から順番に添付資料番号をつけてください。

また、応募技術を説明する動画の添付も可能とし、そのURL（リンク先）がある場合はそれを記入し、また、電子データを添付する場合は提出用のCD-Rに保存してください。（添付する動画ファイル形式は「MPEG-4」、動画再生時間は「10分以内」としてください。）

## C 技術特性チェックシート (様式－C)

- ・応募技術の本公募要領の「2. 公募技術（1）公募技術の【基本要件】及び【公募技術に期待する項目】」（P. 2～3に記載）に示す要件及び項目について、該当する全てを記入してください。
- ・その他、応募技術の特性として、上記以外の応募要件に関する特性があれば、記入してください。
- ・なお、様式－Bでは、上記の同要件及び項目等について、「要点のみ」の記入とし、この様式－Cでは、「該当する全ての内容」を記入してください。
- ・必要であれば添付資料を添付し、参照する添付資料の番号、ページを記入してください。（様式－Bと共通の添付資料でも構いません。）

## (参考資料)

※「トンネル維持管理」分野のみ該当

表 - 解 5.1 変状の種類と利用者被害の可能性

点検箇所	変状の種類	利用者被害者の可能性のある変状状況
覆工	ひび割れ, 段差	ブロック化(亀甲状)するとコンクリート片が落下する可能性がある。
	うき, はく離, はく落	コンクリートのうき, はく離, はく落が発見された場合は, その周囲の部分がはく落する可能性がある。
	傾き, 沈下, 変形	目視により明らかに傾き, 沈下, 変形している。また, 輪切り状のひび割れが明確に見られる場合は, 傾き, 沈下の兆しと判断される。
	打継目の目地切れ・段差	目地のずれ, 開き, 段差などにより止水板や, 化粧モルタルが落下する可能性がある。
	漏水, 遊離石灰, つらら, 側氷	大規模な漏水や遊離石灰, つらら, 側氷は交通の支障となる。
	豆板やコールドジョイント部のうき, はく離, はく落	豆板やコールドジョイントのある付近のコンクリートがはく落する可能性がある。
	補修材のうき, はく離, はく落	補修材のうき, はく離, はく落が発見された場合はその周囲の部分がはく落する可能性がある。
坑門	ひび割れ, 段差	ブロック化(亀甲状)するとコンクリート片が落下する可能性がある。
	うき, はく離, はく落	コンクリートのうき, はく離, はく落が発見された場合は, その周囲の部分がはく落する可能性がある。
	傾き, 沈下, 変形	目視により明らかに傾き, 沈下, 変形している。 また坑門背面に輪切り状のひび割れが明瞭に見られる場合は, 傾きの兆候が判断される。
	鉄筋の露出	鉄筋の露出している部分の周囲はコンクリートのはく落の可能性がある。
	豆板やコールドジョイント部のうき, はく離, はく落	豆板やコールドジョイントのある付近のコンクリートがはく落する可能性がある。
内装板	補修材のうき, はく離, はく落	補修材のうき, はく離, はく落が発見された場合はその周囲の部分がはく落する可能性がある。
	変形, 破損	大規模な変形, 破損は, 交通の支障となる。
天井板	変形, 破損	大規模な変形, 破損は, 交通の支障となる。
	ひび割れ, 段差	ブロック化(亀甲状)するとコンクリート片が落下する可能性がある。
	うき, はく離, はく落	コンクリートのうき, はく離, はく落が発見された場合は, その周囲の部分がはく落する可能性がある。
	漏水, つらら	大規模な漏水や、つららは交通の支障となる。
路面, 路肩および排水施設	段差, ひび割れ, 変形	側方および下方からの応力の影響により, 段差, ひび割れ, 変形の異常がある場合は, 交通の支障となる。
	滯水, 氷盤, 沈砂	土砂が詰まる等, 何らかの原因で集水枡, 排水工などに滞水がある場合は, 交通の支障となる。